

御殿場市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市が発注する建設工事に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び御殿場市財務規則（平成7年御殿場市規則第20号。第42条第1項（御殿場市財務規則第45条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低価格の入札者以外の者を落札者とする制度（以下「低入札価格調査制度」という。）の適用について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 この要領の対象となる請負契約は、予定価格が5,000万円以上の建設工事とする。ただし、予定価格が5,000万円未満の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 低入札価格調査制度を適用する場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額が消費税及び地方消費税に相当する額を除いた予定価格（以下「入札書比較価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により同項の算定方法により難いと認める場合は、調査基準価格を、入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とすることができる。

3 第1項の規定により算定した合計額、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た

額、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額及び前項の規定により算定した入札書比較価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を乗じて得た額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、市長は、入札公告又は指名通知書に次のことを明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

- (1) 政令第167条の10第1項の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならない場合があること。
- (3) 調査対象者は契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力すべきこと。

(調査の実施等)

第5条 管財課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者があるときは、落札決定を留保し、工事担当課長とともに、当該入札者による当該契約の内容に適合した履行の可否について、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事及び契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 配置予定技術者
- (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と当該入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名及び発注者
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 当該入札者の経営状態
- (12) その他必要な事項

2 管財課長は、調査結果を低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に提出し、審査を受けるものとする。

3 管財課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の調査結果に、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある旨の意見を付するものとする。

- (1) 根拠資料に不備又は記入漏れがあり、調査を十分に行うことができない場合
- (2) 最低価格入札者が事情聴取等の調査に協力しない場合
- (3) 設計図書の仕様等に適合しない場合
- (4) 工事費内訳明細書の積算根拠が適正でない場合（下請等の見積りが反映されていない場合等）
- (5) 労務単価が地域別最低賃金を下回っている場合
- (6) 工事費内訳書及び工事費内訳明細書に整合性がない場合
- (7) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置が義務付けられる工事で、配置予定技術者の資格及び雇用関係が確認できない場合
- (8) その他、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（失格基準価格）

第6条 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準として、失格基準価格を設定することができる。

2 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 前項の規定により算定した合計額に1万円に満たない額があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 市長は、失格基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知書に明示するとともに、入札参加者に周知するものとする。

5 当該工事の特殊性が著しく顕著でこれらの規定により難しいと認める場合は、第1項の規定による失格基準価格を設けず、又は第2項に規定する率によらないことができるものとする。

6 前条第1項の規定にかかわらず、管財課長は、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者があるときは、同項の調査を行わないものとし、当該入札者を失格とする。

（低入札価格審査委員会）

第7条 低入札価格調査制度の適正な運用を図るとともに、第5条第1項の調査結果について審査を行うため、委員会を置く。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部担当副市長

(2) 委員 総務部長、都市建設部長、管財課長、工事担当の部長及び課長

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

5 委員長は、委員会の結果を市長に報告するものとする。

6 委員会の会議は、委員長が招集する。

7 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決定する。

9 委員長は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させることができる。

10 会議は、公開しない。

11 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(審査結果による措置)

第8条 市長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、次順位者について第5条第1項の調査を行う。

3 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者ではない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するものとする。

(契約締結における条件)

第9条 調査対象者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。

(1) 主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者を専任で1名現場に補助技術者として配置し、主任技術者（監理技術者）を補佐し工事の品質確保に努めること。ただし、市長が、特に必要と認める場合は、補助技術者を、監理技術者資格を有する者としてすることができる。

(2) 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(契約後の措置)

第10条 市長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合は、当該契約に係る建設工事の施工の監視、監督及び検査体制を強化することとし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 調査で提出させた資料、調査記録等の当該契約に係る建設工事の監督員への引き継ぎ
- (2) 施工体制台帳及び施工計画書の内容のヒアリングの実施（ヒアリングの内容が低入札価格調査時の内容と異なるときは、ヒアリングの実施及び内容が異なる理由の確認）
- (3) 施工体制の確認及び配置技術者等の専任把握のための随時点検
(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令甲の施行の際、現に締結されている契約に係るものについては、なお従前の例による。